

# 洞山と洞山良价

石井修道

## 一 はじめに

して推測された若干の点を確認あるいは補正したのが今回の論文である。

洞山については、山志も存在しないし、洞山良价については、塔銘等がなくて、不明な点が数多く残され、また常盤大定博士などによる大正末から昭和初期における史蹟踏査の報告もなされていないので、洞山と洞山良价の研究は、宇井伯寿博士の表現をかりれば、「洞山良价に関する研究は至難の事業の一」(『第三禅宗史研究』一三九頁。以下この文献は頁数のみ示す。)であって、容易に解明できる問題ではないと思われる。しかしながら中国曹洞宗の開祖であり、道元禪師をして「高祖」と呼ばしめた洞山良价の研究は、回避されるべきではないし、将来、中国へ行ける機会があるとすれば、まず洞山もまた史蹟調査の筆頭の場所と定めねばならないと考えている。幸いに鎌田茂雄先生の御配慮により『筠州洞山普利禪院伝法記』のコピーを入手することができ、静嘉堂・東洋文庫等の中国方志の今まで検討されなかつたいくつかの資料を閲覧したのを機会に、宇井博士が研究された洞山良价に關

洞山は、良价の条に、『祖堂集』では「洪州高安縣」、『宋高僧伝』では「洪州」、『景德伝灯錄』では「筠州<sup>イシ</sup>」とあるごとく、江西省の洪州・予象つまり南昌の近くである筠州・高安また瑞州と呼ばれる所にあるのである。洞山の位置については後に詳しく検討するが、『瑞州府志』によると、瑞州は高安縣・上高縣・新昌縣(宜豐縣)の三縣に分けられ、洞山は新昌縣に位置づけられている。この洞山が存する地方は、禪宗史における重要な場所であり、蘇轍(一〇三九一一一二)が書いた「筠州聖壽院法堂記」が『瑞州府志』卷十八にあって、その中に

唐儀鳳中、六祖、以仏法化嶺南、再伝而馬祖、興於江西。於是洞山有价、黃蘖有運、真如有愚、九峯有虔、五峯有觀。高安雖小邦、而五道場在焉。則諸方遊談之僧、接跡於其地、至於以禪、名精舍者、二十有四、此二者、他方之所無。(『欒城集』卷二三にも

存す)

と述べられている。聖寿院は真淨克文（一〇二五一一〇一）が住して後に、雲門宗の雪竇重顕（九八〇一〇五二）——天衣義懷（九九三一一〇六四）——慧林宗本（一〇二〇一一〇九九）と承ける逍遙省聰（一〇四二一一〇九六）が住し、その省聰の住持の時に書せられたものが「筠州聖寿院法堂記」である。

この中に洞山・黃蘖・真如・九峯・五峯の五道場について述べられている。洞山については、後に述べるとして、黃蘖は百丈懷海（七四九一八一四）の弟子の希運の開創道場で、希運はその弟子に臨濟義玄を出し、不朽の名を歴史にとどめ、『伝心法要』や『宛陵錄』の語録を残していることは周知の事柄である。昇平の相斐休との出遇いも、会昌の破仏後において、この寺にいた希運の名声を聞いたことにはじまるといわれる。また黃蘖山の溪上に庵を結んで積翠と名づけて住していたのが、五家七宗の一つの黃龍派の祖慧南である。『瑞州府志』によると、黃蘖寺は新昌県の四十都に在り、県の西七十里の黃蘖山下の寺で、唐代には靈鷲寺といい、紹興九年（一一三九）には「報恩光孝禪寺」の名を賜っている。

真如寺は、馬祖下の帰宗智常の弟子である大愚が住した寺で、大愚寺ともいわれる。大愚は、黃蘖よりやつて來た臨濟義玄に、黃蘖の老婆心切を教え、臨濟に真実の仏法のありようを氣ずかせた人として有名である。寺は高安県の朝陽門外

に存し、真淨克文も住したことがある。

九峯寺は、『瑞州府志』や『上高県志』によると、県の西五十里の末山の東北にあり、九峯とは、香炉峯・天竺峯・芙蓉峯・雲末峯・峨眉峯・清流峯・飛雲峯・翠霞峯・蒼玉峯の九つの峯を意味するのである。末山了然尼の道場は天竺峯に在るという。九峯寺とは九峯崇福寺ともいい、中国原始曹洞教団の發展に大いに尽した南平王鍾伝の故宅を寺としたものである。洞山とは密接な関係にあり、両寺に住した僧は数多くあげられる。開山は洞山良价の弟子の普滿通玄（元）（八三四一八九六）で、乾寧中（八九四一八九八）の住持とされるが、乾寧三年三月二十日に示寂しているから長い住持ではあるまい。南方王鍾伝は隆濟寺と号したが、昭宗に宏濟の寺額を賜り、天復中（九〇一一九〇四）に崇福禪寺と改めた。次に活躍したのは、後に泐潭第一世となり泐潭の法席を盛んにした大覺道虔（？一九二二）で、石霜慶諸（八〇七一八八八）の法を嗣いだ人である。その後雪峯義存（八二二一九〇八）——保福從展（？一九二八）——延寿慧輪と承ける帰宗道詮（九三〇一九八五）が住し、元の延祐間（一二三四一三三〇）に住した四十四代正慧明德禪師道全（法嗣未祥）などが活躍している。

五峯寺は、新昌県の西北七十里に在り、五峯も、帰雲峯・積翠峯・羅漢峯・月桂峯・仏嚴峯の五つの峯よりなった山で

ある。新昌県の中では、洞山とは反対の方向にあり、黃蘖山に近い。百丈懷海の法嗣の常觀が住し、靜（淨）覺寺ともい、大中中（八四七—八六〇）普利寺とも称したとい、清代においても、洞山・黃蘖と共に三祖庭と称されたといわれる。

以上、五道場が洞山を含めて瑞州府内では有名であり、唐代に活躍した良价・希運・大愚・道虔・常觀の後も、蘇轍の頃には、洞山が筆頭として存続されて来たことが理解できる。洞山をとりまく主な禅寺の動勢について簡単に知ることができたので、洞山については次項以降でみてみよう。因みに瑞州府より外に目を移すと、廬山・雲居山・石門山・百丈山・黃龍山・楊岐山・仰山・青原山・耽源山・曹山など、禪宗史上に有名な山々が、四方八方に広がっているのである。

## 二 『筠州洞山普利禪院伝法記』について

『筠州洞山普利禪院伝法記』は、余靖（一〇〇〇—一〇六四）の著の『武溪集』卷九に收められ、景祐五年（一〇三八）の正月、余靖、三十九歳の時に記されたものである。余靖は、本名を希古といい、字は安道で、韶州曲江の人である。二十五歳で登第し、新建県（江西省南昌府）・桂州（広西省桂林府）（江西省贛州府）・潭州（湖南省長沙府）・桂州（広西省桂林府）の長官を経て、吏部侍郎・工部尚書となり、廣州に八賢堂が

あつて、余靖はその一人といわれる人である。『武溪集』卷七には、洞山十二世自宝の「廬山帰宗禪院妙円大師塔銘」も撰している。今まで不明であつた洞山について、貴重な多くの問題を提供してくれるので、次に全文を掲載することにしよう。

近世分禪・律、為二學。其所居之長、禪以德、律以親、而授之。以德者、選於衆、而歸之者、亦衆。夫言德者、非世所謂德也。以其等空妄超、漸次出死生、可以為天人師者耳。故祖祖孫孫、稱仏嗣焉。

筠之望山曰、新豐洞。有仏利曰、普利禪院。

唐咸通中、（一世）悟本大師、始翦荆而居之。悟本得心印於<sup>（雲巖晟カ）</sup>藥山儼<sup>（晟カ）</sup>、儼得於<sup>（雲巖晟カ）</sup>雲巖<sup>（晟カ）</sup>、晟得於<sup>（雲巖晟カ）</sup>石頭遷<sup>（晟カ）</sup>、遷得於青原思<sup>（七カ）</sup>、思得於曹溪能<sup>（八カ）</sup>、能為六祖。自积迦如來、二十九世而至達摩、伝中國、五世而至曹溪。又五世而至悟本、凡三十九世矣。及悟本之即世也、得法而去者、（二世）道全居中山、（三世）<sup>（師カ）</sup>道虔居青林、相繼來嗣之。悟本又傳曹山寂、寂傳（四世）道延、居鹿頭。及道虔卒、鹿頭、又統之。鹿頭延卒、其門人（五世）惠敏襲之。惠敏卒、（六世）嗣和尚、自淨業來繼之。李氏之稱國主也。覺海國尊師、啓大道場於金陵之報恩。其嫡曰（七世）文坦、被黃紙詔書、賜號大沙門、來統之。雲門真禪師之上足曰（八世）清稟、亦奉主命來後之。稟卒、而（九世）予章彥聞因之。及彥聞而衰矣。輒以院付其徒。檀越不可。乃疏請（十世）九峯<sup>（義カ）</sup>守詮紹之。九峯亦本境之名藍也。移法席至是山五年、復為廬山捷賢所請而去。詮傳（十一世）曲江曉聰。

聰伝（十二世）合淝自宝。宝又伝（十三世）曲江鑒遷。繩繩興之、寶師得法於黃梅、聰与遷皆雲門之嗣孫。自悟本主遷、或絕或承、凡十三代。詮徒棲賢。宝徙黃蘖。自聰已上、皆終焉。

（一世）悟本。諱良价。（以下次項ニ後出）

（二世）中山全。姓宣氏。常州人。以其嘗居雋水之中山故、号中山和尚。中和二年、鎮南節度使、鍾伝、寒召以来。景福二年、避寇於分寧制置、戴尚書、迎居竜安院。明年、坐亡於竜安。歸葬寺之東。

（三世）青林虔。姓陳氏。杭州余杭人。初謁悟本、悟本曰、此子向後走殺天下人。（虔カ）廣初抵南鄭、遇賊巢之亂。駕幸梁洋、時有中貴人姓第五者、見師瞻視良久曰、此是法王、非同竜象也。自漢東之青林。亦鍾鎮南召之。天祐元年、滅度。門人錄其語三百、節為玄機示誨集。

（四世）鹿頭延。姓劉氏。福州長樂人。江南武義二年、自鹿頭至、凡三年而示寂。全身瘞于寺南。賜謚洪果大師。塔曰惠光之塔。

（五世）敏。姓李氏。蜀之華陽人。從洪果來、及其終而代焉。保

六年遷化。

（六世）嗣。姓周氏。同郡高安人。金陵召見、深加信重。乾德二

年、順寂。塔于惠光之北。

（七世）坦。姓吳氏。建州建陽人。李主以其國命之。凡四年而終。

（八世）稟。姓李氏。泉州仙遊人。李主召入澄心堂、集諸方語要。凡十年、又俾來繼坦焉。

（九世）彥聞。以疾而間其位故衰。凡三年而卒。

（十世）詮。金陵人。自九峯來、居五年、大壯其棟宇而新之、既

赴棲賢之請。以首座聰、囑檀那及其衆。衆從之、請於州、州從之。

（十一世）聰。姓杜氏。大中祥符三年、寔應是命、於山之東北、手植松可万株。凡植一株、坐誦金剛經一卷、常自称栽松比丘。今号其地、為金剛嶺云。聰、臨終而讓宝。如聰之始、聰之終也。遺誠於其衆、無服衰絰、哭泣弔慰、一切絕之。其寺之再興也、詮始緝之。聰、又能經緯、至宝而紀綱大備焉。

（十二世）宝。姓吳氏。開堂十六年、未嘗出院門、自江湖之南、及嶺之南、二十余州、聞其名者、歲奉錢共數十万、以供其堂、其為人信向如此。亦種杉万株、皆手自培斬。同郡有黃蘖山某院。唐裴丞相休之功德院也。歲入豐而主者、侵牟之衆食不足、思有德者、為之長。景祐四年、自太守而下列名請其行。又俾其自挾人、而付之得遷焉。居黃蘖、未十日、四方至者、僅百人。蓋其道可師者邪。

（十三世）遷。姓某氏。亦能守寶之規。而不敢加焉。

某上書失職來是郡、得其伝法之次叙、而記之。

景祐五年、竜集戊寅、正月日記。

（傍注および（）内の世代は、引用者が付したもの。『武溪集』卷九、十二b～十六a）

以上のように長文の引用になつたが、洞山の世代を、一世

良价（八〇七～八六九）・二世道全<sup>(2)</sup>（？～八九四）・三世師虔<sup>(3)</sup>（？

一九〇四）・四世道延<sup>(4)</sup>（？～九二三）・五世惠敏<sup>(5)</sup>（？～九四八）・

六世嗣<sup>(7)</sup>（？～九六四）・七世文坦・八世清稟<sup>(6)</sup>・九世彥聞・十世

守<sup>(8)</sup>（義カ）詮・十一世曉聰<sup>(8)</sup>（？～一〇三〇）・十二世自宝<sup>(9)</sup>（九七

八一一〇五四）・十三世鑒遷<sup>(10)</sup>（？）の十三代が確認することができ、

『景德伝灯錄』などでわずかに世代のみしか知ることの出来なかつた人も、没年や本貫、俗姓などが簡単ではあるが、知ることができるものになつた。

記事の中で、誤字や前後で内容の異なるなど検討すべき問題が出て來たが、伝承が全く違つた洞山および洞山良价伝等が出現したのであるから、当然注目すべきものといえよう。

また標題には「伝法」という興味ある表現がある。従来は現存最古の初期禪宗史書である杜朏の『伝法宝記』や契崇の『伝法正宗記』の書名が示すように、達摩系の禪者の系統を他と区別したもので、楞伽「師資」というのも、伝灯といふも、すべてその主張に外ならなかつた。しかしながら、ここでは十三代が必ずしも達摩系の禪者に限らず、洞山に住持していく世代に対して伝法と表現している。後世江戸時代に日本曹洞宗で、人法と伽藍法のみだれが、曹洞復古運動の大きな原因となるが、伽藍法といわれる表現に近いのが、ここで表現されている伝法である。もちろん一ヶ寺が一宗派でしめられ、転派すれば全く變る日本と、いろいろな宗派の人が住持する中国とは、全然異質な面を持つてゐるが、洞山が五世まで、中国曹洞宗の禪者で維持されていたことを考えるとき、「伝法」が意味する変化と、五家と呼ばれる宗風が確立する時とは密接に関係しているのであって、洞山に限らず住持の選択が、前住持、大衆、強力な外護者、檀那などの要因で、一つ

の方向が決定すると、日本的な宗派が一時的に存在することになつたのではあるまいか。五家と呼ばれる派祖以外にも独自の宗風を挙揚した人が多くいたといわれながらも、五家のみが呼ばれるのは、それを維持發展した集団があつたからに外ならない。洞山九世の彦聞が、弟子に住持を譲ろうとしたとき檀越がはつきりと拒否したのは、やはり洞山に残つてゐた禪宗の伝統であったのであらう。十世詮が、首座の曉聰に後住を決めた時、大衆はその線で処置をした例は、前者と対象的なものであつて、すでに官が命じてどんな住持が来るかわからず、また修行者も師を求めつづける一生行脚の風は変化したといつてよい。それは会昌の破仏を前後しての变化で、禪宗にとつて大きな変化といえる。破仏前は、「江湖」の名が示すように江西・湖南を師を求めて行脚し、また師も自分の資にふさわしくないならば、他の師を勧めるという態度が残っていたのである。南嶽系と青原系の交流は沢山の例を見い出し得るのであり、後に示すように洞山良价自身が修行時代に行脚し師を尋ねた数は多数にのぼつてゐる。それまでは師が資を許した時代といえる。それが破仏後になると、宗風が形成され、やがて資が師を選ぶ時代となつていくのである。以上のような意味で、伝法が示す内容は、日本・中国の禅の違いと共に興味ある問題を投げかけてくれるのである。

### 三 洞山良价の略伝

記載を比較するのに、史料の一字の略符号を次のように使用する。

洞山良价の伝記を記したものは、『祖堂集』(九五二)卷六、

『宋高僧伝』(九八八)卷十二、『景德伝灯録』(一〇〇四)卷十

五、『祖庭事苑』(一一〇八)卷七、『宗門統要集』(一一三三以前)卷七、『宗門聯灯会要』(一一八三)卷二十、『隆興仏法編年通論』卷二十七、『五灯会元』(一二五二)卷十三、『『仏祖

歴代通載』(一三四一)卷十七、『釈氏稽古略』(一三五四)卷

三、『六学僧伝』(一三六六)卷七、『禪宗正脈』(一四八九)卷

七などが存し、明代以降の灯史類にも列伝されると共に、

『五家語録』の一つとして明代に編纂された『洞山録』にも伝記の部分が存するのである。ただ洞山良价の伝記を考える

場合、『祖堂集』・『景德伝灯録』の二つの灯史と『宋高僧伝』が基本となり、その後の変化は、ほとんど見られず、かえつて不明な点が多いため誤記や誤った推測を生んだようである。

以下『筠州洞山普利禪院伝法記』の記述にしたがって、基本的な三つの資料と、系統の異なる『祖庭事苑』・『宗門聯灯会

要』の宋代までの六種類を、伝記の部分に関して全文を掲げながら、比較検討し、かつて宇井伯寿博士が苦心されて書かれた「雲巖雲晟」・「洞山良价」の条を参照して、問答の整理は宇井博士の成果に譲り、略伝を構成しよう。良价の伝記の

**祖** 祖堂集（九五二）  
**宋** 宋高僧伝（九八八）

**景** 景徳伝灯録（一〇〇四）（景伝と略す）

**洞** 筠州洞山普利禪院伝法記（一〇三八）（伝法記と略す）

**聯** 聯燈会要（一一八三）（聯灯と略す）  
**庭** 祖庭事苑（一一〇八）

**聯** 宗門聯灯会要（一一八三）（聯灯と略す）

祖堂集は影印本、宋高僧伝・景伝は大正藏経、祖庭事苑・

聯灯は続藏経を使用するが、景伝は宋版・高麗版を参照して誤字等を改めた。

#### (一) 謱

<b>祖</b>	祖師諱良价
<b>宋</b>	釈良价
<b>景</b>	良价禪師
<b>洞</b>	悟本、諱良价
<b>聯</b>	良价禪師
<b>庭</b>	諱良价

伝法記が良价とする以外は、諸伝一致し、良と良も同じ意味として使用されるから、同一とみてよいであろう。价も「よい」あるいは「使用人」という意味があり、誰が名づけたか不明であるが、良价の若き頃の性格のよさを語るといえよう。

## (二) 本貫・生国

有名な家系であったのかもしれない。

祖 越州諸暨県人

宋 会稽諸暨人也

景 会稽人也

洞 越州諸暨人

庭 生会稽郡

聯 会稽

浙江省会稽道諸暨県であり、会稽というも諸暨というも同じで、紹興府諸暨県に属することになる。生まれた場所も同じと思われるが、世寿の検討は必要とするも、元和二年（八〇七）の生まれに当る。すぐれた禪者として活躍する石霜慶諸（八八八年寂）・仰山慧寂（八八三年寂）と同年の生まれである。

## (三) 俗姓

祖 姓俞

宋 俗姓俞氏

景 姓俞氏

洞 姓俞氏

庭 姓俞氏

聯 俞氏子

父母のことを伝える伝記類はない。良价の出生に関する母の記事は『附嬢回書』にあるように、母の手紙が残っていて孕んでおり、母は男子が生まれんことを神仏に祈ったという。このように良价伝を構成する上で、良价が書いた手紙である『辞北堂書』・『後寄北堂書』と母からの返書『嬢回書』は重要であり、宇井博士はこの手紙を分析されて、「洞山が出家した時には両親は健在であつたし、少なくとも一兄一弟があつたことが知られるのである」（一三九—一四〇頁）といわれ、良价は次男と考えられている。

## (五) 村院で学ぶ

祖 初投村院院主処出家。其院主、不任持師、並無欺嫌之心。過

得兩年、院主見他孝順、教伊念心經、未過得一両日念得徹。

和尚又教上別經。師啓師曰、念底心經、尚乃未会、不用上別

經。院主云、適來何怜念得、因什摩、道未会。師曰、經中有一句語不会。院主云、不會那裏。師曰、不會無眼耳鼻舌身

意、請和尚為某甲說。院主杜口無言、從此法公、不是尋常人

也。

宋

景 幼歲從師、因念般若心經、以無根塵義、問其師。其師駭異

ついては不明であるが、宋代以後すぐれた俞氏の人物がこの地方から輩出しているから、俗系は不明ながらも、地方では

庭

聯 七歳依律師出家。一日律師、為師授般若心經、至無眼耳鼻舌身意處。師顧律師上下、又自捫其身云、和尚亦有眼耳鼻舌身意、某甲亦有眼耳鼻舌身意。仏何得言無。其師驚云、吾非汝師。汝已後當荷大乘法去。

出家の動機について述べる史料はないが、祖堂集によると、村院の院主の下で出家したが、せつかく出家しても、院主はあまり重じなかつた。良价は、いささかの悪心をも起さないで、二年間院主に仕え、そこで『般若心經』を念ぜさせられ、「無眼耳鼻舌身意」の一句に疑問を持つて、院主に解決を請うたところ、院主がおどろいて、ただものではないと思い、良价の指導を五洩に任せようとするのである。この話は良价伝の一つの特色として伝えられるが、若き良价の仏法への疑惑であり、良价の無情説法の話との関係で述べられたのかもしれない。この時期を五洩示寂の年より推測して、宇井博士は「村院に入ったのは七歳又は八歳の時であるに相違ない」（一四一页）とされるが、史料に最初に年令が現われる聯灯と一致する訳である。院主が、景伝では、単に師とするだけであるが、聯灯は律師とし、良价の将来における予言をこの律師に果させていた。『嬢回書』に「稍自成人、遂令習学」とあるから、出家以前に村院のような所で仏教を学んだことはまちがいないであろう。

## (六) 五洩に師事す

祖

院主便領上五洩和尚處、具陳前事。此法公不是某甲分上人、乞和尚攝收。五洩容許。師蒙攝受、過得三年後、受戒一切了、諮詢白和尚。啓師某甲欲得行脚、乞和尚处分。五洩云、尋取排

擗下、問取南泉去。師曰、一去攀緣尽、孤鶴不來巢。

宋

少孺從師于五洩山寺。

景

即指往五洩山、礼默禪師、披剃。

洞

年十二、師事五洩。

聯

遂親送師、入五洩山出家。

良价

と五洩靈默（七四七—八一八）の関係を否定する史料は、一つもみいだせない。

五洩山は五泄山とも書き、会稽道諸暨県五十里に存するので、良价の生家が諸暨県のどの地方であつたか不明であるが、幼くして五洩靈默と関係を有したと

すると、五洩山に近い所が良价の生家であつたと考えられる。

宋高僧伝卷十の靈默伝によると、靈默が李望に請われて五洩山に住して後に、平昌の孟簡が蘭若を廃し、学徒を散逸させる事件が起っている。李胄はまた寺院復興を許しているが、

靈默と良价の結びつきはあるいはこの事件と関連するのかもしない。靈默に師事するように良价に働きかけた人はあつたとしても、まだ剃髪得度を良价は靈默に出逢うまでは行つていなかつたのであって、出家という言葉を二度使用する聯灯を除けば、村院出家説は祖堂集のみとなる。

ところで靈默と良价の出逢いはいつか、また良价の靈默の師事の期間はどれ程になるかということになる。宇井博士は、村院に入ったのを七、八歳として「十二歳が五洩の下で過した三年の最後の年であるから、五洩の許に来たのは九歳か十歳かである」(一四二頁)とされるが、靈默の示寂が元和十三年(ハ一八)三月二十三日であり、良价十二歳の時で、靈默の示寂まで従つていたことは認めねばなるまい。伝法記が史料としてはじめて、十二歳で靈默との出逢いを示しているが、十二歳の時の出逢いを認めて、それ以前に見い出せるか疑問が残る。なぜならば前に言つたように祖堂集は系統を異にし、靈默に出逢つて三年して「受戒し一切了る」とする祖堂集の表現は、次項の受戒の記事とも矛盾しているからである。この頃母からの手紙によつて、良价の父は逝去したことが想像される。

### (七) 受戒

祖 (受戒一切了)

宋 年至二十一、方往嵩山、具戒焉。

景 年二十一、嵩山具戒。

洞 二十一、受具於嵩山睿律師。

聯 庭 請戒於嵩山。

五洩靈默の示寂した良价十二歳より、受戒の年の二十一歳まで、どこでどのように過したか不明である。受戒が二十一

歳であったことは、戒臘四十二の逆算からも証明でき、伝法記によると嵩山睿律師について受戒したとあり、正規の年の受戒である。宇井博士は、この間を推定して、「五洩山には九歳か十歳かの時から十九歳か二十歳の時まで居たと考へられる」(一四三一一四四頁)とされる。良价の手紙の第一書『辭北堂書』を宇井博士は「村院に入った直後のものでなくして、数年後のものでなければならぬ故である」(一四〇頁)として「五洩和尚に行く時か、往った時か」(同)つまり十歳頃とし、第二書の『後寄北堂書』は「嵩山に行く途中に書いたもの」(一四三頁)とし、「杖錫南遊は明かに五洩山に往ったこと」(同)と断定されるが、五洩山を金華県にあるとした誤りから生じたのであって、その間を推測する資料は何一つないが、第一書の手紙の中の「未了心源、度數春」および母の返書の「來書堅出家」よりみて、五洩靈默により剃髪した十二歳頃で、『自誠』と『規誠』もこの頃のものであろう。その後、五洩より浙江の禅寺を遊山してから去りて、北方に向つて洛陽に行つたと思われ、受戒までには、禅のみ学んだのではなく、大乗諸經典を究めたと思われる。また第二書は、「自離甘旨、杖錫南遊、星霜已於十秋」とあるごとく、受戒後、再び南下する二十二歳頃のものと考えてよいのではないか。この時には宇井博士は「此より以前に父は逝去したのであろう」(一四三頁)とされるが、それはすでに第一書

の母の返書に示されているところである。

### (八) 南泉に參ず

祖師便辞五洩、到南泉。南泉因帰宗斎垂語云、今日為帰宗設斎、帰宗還來也無。衆無對。師出來禮拜云、請師徵起。南泉便問。師對曰、待有伴則來。南泉越跳下來撫背云、雖是後生、敢有彫琢之分。師曰、莫庄良為賤。因此名播天下、呼為作家也。

宋登即遊方見南泉禪師、深領玄契。

遊方首謁南泉、值馬祖諱晨修斎次、南泉垂問衆僧曰、來日設馬師斎、未審馬師還來否。衆皆無對。師乃出對曰、待有是伴即來。南泉聞已讚曰、此子雖後生、甚堪雕琢。師曰、和尚莫莊良為賤。

洞慕南宗之學、南遊江湘。

庭偏參諸哲匠。

師為馬大師作忌斎。問僧云、且道、馬大師、還來麼。衆無對。洞山云、待有伴即來。師云、此子雖後生、甚堪雕琢。洞山云、和尚、且莫庄良為賤。（普願條）

五洩靈默は馬祖道一（七〇九—七八八）の弟子であり、示寂の時に南泉普願（七四八—八三四）に参するよう指示したことは当然考へてもよいであろう。受戒後禪宗に寄せる心情はつるばかりであり、まず當時馬祖下の傑物普願を池州（安徽省蕪湖道貴池県）の南泉院に尋ねるのである。良价二十一歳、普願八十歳の時の事である。その頃、南泉では祖堂集によると帰宗智常の為に設斎したといい、景伝・聯灯では馬祖の為

に設斎したといつて一様ではないが、宇井博士は「南泉が斎を設けた年を（帰宗の）寂年と見る方が実らしく思はれる」（一四七頁）とされる。普願はこの機縁を通して良价の作家としての素質を認める。

### (九) 濂山に參ず

祖

洞山到鴻山、鴻山即大円。當時郢匠、集徒千衆、振化三湘、乃見洞山來、顧而異焉他日。鴻山密離宴室、獨步林泉。洞山

乃疾追蹤跡。其後至于仏地之西、有作務之所。洞山遂進前礼拜而言曰、某甲竊聞國師有無情說法之示、曾聞其語、常究其微。每欲勵心願盡於此。鴻山忻然顧曰、子於何獲此語耶。洞山具述始終而舉。舉了鴻山乃曰、此間亦有小許、但緣罕遇其人、非我所愜也。洞山云、便請。鴻山云、父母緣生口、終不敢道。洞山不禮拜便問、還有與師同時慕道者不。鴻山云、此去澧陵<sup>(醴陵)</sup>廩側、石室相隣、有雲嵒道人、若能撥草瞻風、必為子之所重也。（曇晟條）（一〇）（イ）ニツヅク

景宋

次參鴻山問曰、頃聞忠國師有無情說法、良价未究其微。鴻山曰、我遮裏亦有。只是難得其人。曰、便請師道。鴻山曰、父母所生口、終不敢道。曰、還有與師同時慕道者否。鴻山曰、此去石室相連、有雲巖道人、若能撥草瞻風、必為子之所重。（慕南宗之學、南遊江湘。）

聯庭 師初謁忠國師。問、如何是古仏心。忠云、墻壁瓦礫是。師云、墻壁瓦礫、豈不是無情。忠云、是。師云、無情還會說法

也無。忠云、常說、熾然說、無間歇。師云、甚麼人得聞。忠云、諸聖得聞。師云、師還聞否。忠云、我不聞。師云、和尚既不聞、爭知無情會說法。忠云、賴我不聞、我若聞、即斂於諸聖、汝即不聞我說法。師云、恁麼則衆生無分也。忠云、我為衆生說、不為諸聖說。師云、衆生聞後如何。忠云、即非衆生。師云、無情說法、該何典教。忠云、酌然、言不干典、非君子之所談。豈不是、華嚴云、刹說、衆生說、三世一時說。

師不契。師後到鴻山。山問、承聞价闍梨、曾問忠國師無情說法是否。師云、是。鴻云、試拳看。師拳了。鴻云、我這裏也有些子、只是罕遇其人。師云、便請。鴻以私子點一點。師云、請和尚為某甲說。鴻云、父母所生口、終不為子說。師云、此間莫有同年慕道者麼。鴻云、此去澧陵縣側石室、有雲嵒道人、若能撥草瞻風、必為子之所重。

南泉の下にどれ程いたか不明であるが、宇井博士は、「南泉の会下には長く留まつて居たのではなからうと思はれる」（一四九頁）とされる。次に鴻山（湖南省寧鄉県）へ、百丈懷海の弟子の靈祐（七七一—八五三）を尋ね、南陽慧忠国師の無情說法の話について靈祐の教えを請い、これをさらに解決すべく雲巖曇晟への参考を靈祐によつて勧められるのである。この間の事情について、『祖堂集』の現代語訳を含めて柳田聖山先生の「祖堂集ものがたり——心なき天地山川の声（洞山良价）」（「禪文化」五四号昭和四十四年九月）に詳しい。

宋高僧伝・伝法記・祖庭事苑は、鴻山について言及しないが、聯灯は、南泉參學は普願の条に存して、良价の參學を南

陽慧忠（七七五年寂）が最初とする。この説は、良价の生まれる三十年以上前に慧忠が示寂しているのであるから史実としては考えられないものであるが、話としてはかなり普及してい、『宗門統要集』卷二にも見い出せる。

## （一〇）雲巖に参ず。

### 祖 後參雲巖、尽領玄旨。

（イ）洞山便問、無情說法、什摩人得聞。師曰、無情說法、無情得聞。進曰、和尚還聞得不。師云、我若聞汝則不得見我。進曰、与摩則某甲不得聞和尚說法去也。師云、吾說法尚自不聞、豈況於無情說法乎。因此洞山息疑情、乃作偈曰、可笑奇、可笑奇、無情解說不思議。若將耳聽声不現、眼處聞声方得知。（中略）

（ロ）師臨遷化時、洞山問、和尚百年後、有人間還說得師真也無、向他作摩生道。師云、但向他道、只這個漢是。洞山吃沈底。師云、此着一子、莽鹵吞不過千生万劫休、闍梨警起、草深一丈、況乃有言。師見洞山沈吟底、欲得說破衷情。洞山云、啓師不用說破、但不失人身、為此事相着。（中略）

（ハ）洞山問、無量劫來、余業未盡時如何。師云、汝只今還作不。對曰、更有勝妙亦不作。師云、汝還歡喜不。對云、歡喜即不敢、如糞掃堆上、拾得一顆明珠。（イ）ヨリ曇晟条）

既到雲巖問、無情說法什麼人得聞。雲巖曰、無情說法無情得

聞。師曰、和尚聞否。雲巖曰、我若聞汝即不得聞吾說法也。曰、若恁麼即良价不聞和尚說法也。雲巖曰、我說法汝尚不

聞。何況無情說法也。師乃述偈、呈雲巖曰、也大奇、也大奇、無情解說不思議。若將耳聽声不現、眼處聞声方可知。

洞得雲巖而事之、終其身畢喪。

洞庭得法於雲巖、即藥山之的孫。

師辭鴻山、直造雲巖。請益前話。巖云、不見、弥陀經云、水鳥樹林、悉皆念佛念法。師因有省。作偈云、也大奇、也大奇、無情說法不思議。若將耳聽終難會、眼處聞声方得知。

師問雲巖、某甲有余習未盡。巖云、汝曾作甚麼來。師云、聖諦亦不為。巖云、還得歡喜地也未。師云、歡喜即不無、如糞堆頭、拾得一顆明珠。

良价が鴻山に行つた時期や期間、そして雲巖に参じた時期や期間は全く不明であり、雲巖に参する以前に南泉・鴻山以外に参じた師もあるいは存したかもしない。宇井博士は、曇晟が雲巖山に入る前に鴻山に居て、その期間は「僅の間であつて、藥山の寂した八二八年か又は次の八二九年かの或期間であつたのであらう」(三五頁)とし、「八二九年に雲巖山に入ったのであると考へられる」(四〇頁)とされる。一方、良价の鴻山に到つたのも「八二八又は八二九年」(四一頁)とし、「雲巖に到つたのは太和三年(八二九)頃であろう」(一五〇頁)と推測され、曇晟と良价が全く同じ頃に鴻山より雲巖へ移つたとされるのである。「八二九年には雲巖は五十歳、洞山は二十三歳である」(一五〇頁)。祖堂集の曇晟条の良价に関する記載は未だ整理されていとは思われないので、良

價の雲巖の停留期間について、祖堂集の記載は誤りであつて、「雲巖の寂年(八四一)まで居たのではない如くである」(一五三頁)と推測されされているのは当を得たものであろう。

良价の雲巖山(湖南省湘江道攸県)の曇晟の参学により、無情說法の話についての疑問は解決したが、大悟徹底するには到らなかつた。しかしそれを参照してもわかるように、得法の事実は、祖堂集良价条・宋高僧伝・伝法記・祖庭事苑の記述のごとく考えてよいであろう。

### (一一) 大悟

祖 (イ) 洞山辭時、師問、何處去。洞山云、雖辭和尚、未卜所止。師曰、莫是湖南去不。對曰、無。師曰、莫是帰郷去不。對曰、也無。師拳高声云、早晚却來。對曰、待和尚有住處即來。師曰、自此一別後、應難得相見。對曰、難得不相見。

(九) (一〇) (イ) 曙晟条ニツヅク。

(ロ) 師遷化後、過太相齋、共師伯、欲往鴻山、直到潭州、過大溪次、師伯先過、洞山離這岸、未到彼岸時、臨水觀影、大省前事。顏色變異、呵呵底笑。師伯問、師弟、有什摩事。洞山曰、啓師伯、得个先師從容之力。師伯云、若與摩須得有語。洞山便造偈曰、切忌隨他覓、迢迢與我疎、我今独自往、处处得逢渠、渠今正是我、我今不是渠、應須與摩會、方得契如如。(以下略)(コノ文ハ曙晟条ノ(一〇)(ロ)ヨリツヅク)

宋 景  
(疑滞頓寢)  
遂辭雲巖。雲巖曰、什麼處去。師曰、雖離和尚、未卜所止。

曰、莫湖南去。師曰、無。曰、莫歸鄉去。師曰、無。曰、早晚却來。師曰、待和尚有住處即來。曰、自此一去難得相見。

師曰。難得不相見。又問雲巖、和尚百年後、忽有人問還貌得師真不、如何祇對。雲巖曰、但向伊道、即遮箇是。師良久。

雲巖曰、承當遮箇、事大須審細。師猶涉疑。後因過水觀影、大悟前旨。因有一偈曰、切忌從他覓、迢迢與我疎、我今独自往、处处得逢渠、渠今正是我、我今不是渠、應須恁麼會、方得契如意。他日因供養雲巖真。（以下略）

（終其身畢喪）

## 洞庭

師問雲巖、百年後、忽有人問還貌得和尚真、如何祇對。巖云、但道只這是。師沈吟。巖云、价闍梨、承當箇事、大須審細。師無語。巖便打。後因過水觀影。方得頓悟。作偈云、切忌從他覓、迢迢與我疎、我今独自往、处处得逢渠、渠今正是我、我今不是渠、應須恁麼會、方得契如意。師因供養雲巖真。（以下略）

## 良价

良价が師の曇晟の下を辞する時に問答を作し、その後、潭州（湖南省湘江道長沙県）に到り、大きな流れを渡ろうとした時に大悟し、開悟の歌つまり過水の偈を作る所以である。場所を示すのは、祖堂集だけであり、祖堂集は神山僧密と共に曇晟寂後に雲巖を辞したとするのである。しかし祖堂集の（イ）の部分も同じく雲巖を辞する時の話であり、祖堂集に記載の混乱があるので、今のところ曇晟示寂後の記録とするには無理なようである。

曇晟が六十二歳で示寂した会昌元年は、良价三十五歳に当るので、良价の大悟は、三十歳を過ぎてのことであろう。

## （一一二）行脚

祖

宋 景 洞 聯 庭

（師在泐潭、見初上座）  
（終其身畢喪）而後去。

聯

新 豊 山

新豊山の記載以前に具体的に行脚した所を述べる史料は、

皆無であり、良价との問答を整理して、宇井博士は「諸師の住所をいへば、池州即ち安徽省蕪湖道貴池県、鴻山即ち湖南省寧鄉県、雲巖即ち湖南省湘江道攸県、鄂州即ち湖北省江漢道武昌県、宣州即ち安徽省蕪湖道宣城県、潭州即ち湖南省湘江道長沙府、袁州即ち江西省廬陵道宜春県、吉州即ち江西省廬陵道吉安県、興平即ち江西省樂安県、泐潭即ち江西省建昌県附近、であり、江西省、安徽省、湖北省、湖南省であつて、洞庭湖より東方と南方である。受具の為に一度嵩山に往つた外には、揚子江の北岸地方には到つて居ないと見るべきである」とし、「洞山の訪うた人々は、馬祖の弟子として、五洩、南泉、南源、魯祖、又、馬祖の弟子百丈の法嗣鴻山、藥山の弟子としては、雲巖、百頤、樟樹、又、薯山は馬祖の弟子東寺の法嗣でなくして、石頭の弟子大顥の法嗣であらうが、此

外系統不明の竜山、興平、石霜であつて、馬祖と石頭との禅を蒐めて居る」（一八〇—一八一页）とされる。ただ興平を山西省とするのは、景伝に京兆とあり、宇井博士の考えられた行脚の地域から大きく拡大する次項の記事をみてもわかるよう、興平和尚を長安に尋ねたと見てよいし、あるいは会昌破仏前の記録と限定できないことでもない。

### （一三）会昌の破仏と避難

宋 祖 景 洞 遇武宗之詔、遂民服隱於箕州。

聯 庭

会昌の破仏の頃を伝える記録は、伝法記のみである。円仁の『入唐求法巡礼行記』の会昌四年（八四四）七月十五日の条には、山房蘭若等の毀拆が始まり、会昌五年（八四五）の三月三日の条には、僧尼の年四十已下を尽く還俗するという勅がでている。会昌四・五年は、良价の三十八歳から三十九歳の時であるから、このような破仏の状況下にあって、良价は詔に従に還俗し、箕州に隠れたのである。箕州は山西省冀寧道遼県である。

### （一四）復僧

復僧した所は、当然、会昌の破仏で避難した所といえよう。この事を唯一示す伝法記は、ここに「儀南」と示しているが、

宋 景 洞 及宣皇御宇、乃復僧。  
聯 庭

会昌六年三月二十三日武宗は崩御し、宣宗が皇帝位につき、五月頃より、しだいに仏教の復興を許しているが、大中元年（八四七）の三月に仏教復興の詔が出て、会昌四年の五月に廃する寺宇の復興まで許されるに至った。この大中元年が良价の四十一歳の時にあたり、この年か翌年さらに仏教の復興がなされるので、この頃、復僧したのであろう。

### （一五）新豊洞の開創

宋 祖 止大中末間、住于新豊山、大弘禪要。  
宋 景 大中末、(新)於斯豐山、大行禪法。  
誘學徒。

洞 儀南至高安之所豐洞。(新カ)邑豪雷衡之山也。見其泉石幽奇、乃曰、此大乘所居之地。言於雷氏、雷氏施之。初山多蛇虎、師庵居一宿、蛇虎尽去、至今山無虎焉。  
聯 庭 唐宣宗大中之末、唱道於新豐。

「儀より南して」の意か「儀の南より」の意味で、儀州とは、

庭 晩遷洞山。（中略）兩處行道、甫經十載。

山西省冀寧道遼縣で、先の箕州と一致し、しかも青山定雄編

『中國歷代地名要覽』によると、儀州は、唐の乾元（七五八—七六〇）より中和（八八一—八八五）の期間使用された特異な地名であるから一層真実を語つてゐるようと思われる。良价の避難の場所が、従来の行動範囲では想像もできない北方の辺鄙な場所であることが確認された。この山西省より新豊洞（山）に南下してくるのであるが、景伝が泐潭の政上座のこととその前に置いているが、あるいは良价が復僧後、一たんここに落ち着いたことを想像してもよいのではないだろうか。泐潭（江西省洪州南昌県）では、良价は、大藏經を尋訳して、『大乘經要』一卷を撰したと伝えられるからであり、伝法記にも、新豊洞が大乗所居の地として選んだとする点からも考えられる。新豊洞は邑の富豪であつた雷衡の寄進になるもので、良价の住持が大中末年に当ると祖堂集・宋高僧伝・景伝・祖庭事苑すべて一致しているが、その年と新豊洞と洞山との関係は次項で検討しよう。

### （一六）洞山の発展

宋 後盛化予章高安洞山。今筠州也。

景 厥後盛化予章高安之洞山。△今筠州也△

洞 留居十八年、名声四伝、來学者、五百余衆、坐談立悟、虛來實去者、不可勝數。名聞京師、天子賜咸通広福寺額并一鍾焉。

洞山と洞山良价（石井）

聯

景伝の高麗本には割注に當る「今の筠州なり」の語はないが、洞山が高安縣にあつて、新豊洞とは異なる場所にあるかのように宋高僧伝・景伝は読みとれ、祖庭事苑は、はつきりと「遷」という字を使用している。宇井博士も「新豊山は何処にあるのか明確でないのは遺憾である」（一八一頁）とされ、「新豊山から洞山に移ったことには疑がないといはねばならぬ」とされて、二つが別々の場所とされて來たのである。しかし伝法記は新豊洞に普利禪院があるとし、同一場所であることを明確に示している。同一場所であるとすると、祖堂集は記載がないけれども同一場所とみていたと考へることができる。良价がこの場所に留ること、祖庭事苑は両所で十年と記しているが、伝法記は十八年と示しているので、良价示寂の八六九年より逆算すると、八五二年は、良价の四十六歳の洞に入つていたことになる。八五二年は、良价の四十六歳の時であり、大中は元年より十四年まであつて、世に知られるようになつたのが、大中末と考えればよいのではなかろうか。

『雪峯真覚大師年譜』の大中七年（八五三）の条に洞山の会下にあつたとするのも認めてよいであろう。この洞山での活躍により、良价の名声は四方に広がり、五百余衆が学ぶにいたった。祖堂集の淨修禪師の讚に「師居洞山、聚五百衆」とあ

るのと同一内容を示すものといえよう。良价の名は中央にも聞え、咸通広福寺の寺額と一鍾（鐘）を賜つたというのである。

咸通十年（八六九）以前の事である。

### （一七） 示疾

祖

宋

景 師示疾、令沙弥去雲居伝語。又曰、他忽問汝、和尚有句無句、但道、雲巖路欲絕也。汝下此語須遠立、恐他打汝去。沙弥領旨去。語未終、早被雲居打一棒。沙弥無語。（著語略）

洞 庭

（至懿宗咸通中、無疾示化。）

聯 師將示寂、遣沙弥去伝語雲居。他若問汝、和尚有何言句、但道、雲居路欲絕也、汝須遠立、恐他打你。沙弥依教、語未終、被雲居打一棒。沙弥無語。

景伝は病気になつた時のこととするが、聯灯は示寂せんとする時とする。良价が雲巖の法が絶えんことを恐れて、雲居に後事を託する示寂直前のことであろうが、古い史料である祖堂集には無いので、雲居系統の存続が確かめられてから出てきたと思われる。

### （一八） 示寂・世寿・僧臘

祖

（イ） 師有時示衆曰、吾有閑名在世、誰能与吾除得。有沙弥出來云、請師法号。師白撻曰、吾閑名已謝。（著語略）

（ロ） 問、四大違和、還有不病者也無。師曰、有。僧曰、不病者還看和尚否。師曰、老僧看他有分。曰、和尚爭得看他。師曰、老僧看時即不見有病。師又曰、離此殼漏子、向什麼處吾相見。衆無對。

（ハ） 唐咸通十年三月、命剃髮披衣、令擊鍾、儼然坐化。時大衆号慟移晷。師忽開目而起曰、夫出家之人、心不附物、是真修行。勞生息死、於悲何有。乃召主事僧、令辨愚癡齋一中、蓋責其恋情也。衆猶恋慕、不以延至七日、食具方備。師亦隨齋畢曰、僧家勿事大率、臨行之際、喧動如斯。至八日、

曰、和尚病争看得他。師曰、某甲若看則不見有病。

（ハ） 師自咸通十年己丑歲三月一日、剃髮被衣、令擊鍾、儼然而往。大衆号慟。師復覺曰、夫出家兒、心不依物、是真修行、何有悲恋。則呼主事僧、令辨愚癡齋。主者仰恋、漸辨齋筵、至七日備。師亦少食。竟日、師云、僧家何太麁率、臨行之際、喧動如斯。至八日、使開浴、浴訖端坐長往。春秋六十

### 二。僧夏四十一。

宋

价以咸通十年己丑三月朔旦、命剃髮披衣、令鳴鐘、奄然而往。時弟子輩悲号。价忽閉目而起曰、夫出家之人、心不依物、是真修行。勞生息死、於悲何有。淪喪於情、太麁著乎。召主事僧、令營斂。斂畢吾其逝矣。然衆心恋慕、從延其日。

至於七辰、食具方備。价亦隨斂。謂衆曰、此斂名愚癡也。蓋責其無般若歟。及僧唱隨意曰、僧家勿事太率、臨行之際、喧動如斯。至八日、浴訖端坐而絕。春秋六十三。法臘四十二。

（イ） 師將円寂謂衆曰、吾有閑名在世、誰為吾除得。衆皆無對。時沙弥出曰、請和尚法号。師曰、吾閑名已謝。

（ロ） 問、和尚遺和還有不病者也無。師曰、有。僧曰、不病者還看和尚否。師曰、老僧看他有分。曰、和尚爭得看他。師曰、老僧看時即不見有病。師又曰、離此殼漏子、向什麼處吾相見。衆無對。

浴訖端坐長往。寿六十有三。臘四十二。

尋以咸通十年三月、順世光期、其日期至而去。徒衆環泣。師

瞑而復覺曰、心無所依、是真修行。何有悲喜、勿驚吾也。復

令為斎、七日乃具。師食訖、沐浴安坐、歛容而化。

庭至懿宗咸通中、無疾示化。學者号慕。師還視而誠之曰、夫出

家之人、心不附物、方能入道、今復何悲。召主事、作愚癡

斎。復留七日、長往。

聯（イ）師臨示寂時、告衆云、吾有閑名在世、誰為我除。有沙

弥出云、請和尚法号。師云、吾閑名已謝。

（ハ）師於咸通十年三月一日、剃沐、端然坐逝。大衆号慟移

時、師忽開眼云、夫出家之人、心不附物、是真修行。劣生息

死、於悲何有、乃令主事、弁愚癡斎一中、蓋責其恋情也。至

八日、方坐逝。壽六十三。臘四十二。

（イ）（ロ）の問答は灯史類だけであるが、愚癡斎に関する

記事は、語句こそ多少の出入りはあるが、伝記中すべての史料に共通することは珍しく、またそれだけこの話は皆に知れ

わたっていたのであり、良价の生死に縛られない自由無碍の様子を示して興味深い。世寿と僧臘が祖堂集で一年少い理由

は宇井博士の論及されたところであり、結局、世寿六十三、僧臘四十二の八〇一一八六年の一生である。

（一九）葬礼・禪師号・塔号  
祖 勅謚悟本禪師、慧覺之塔。  
宋 勅謚悟本大師、塔曰慧覺。

洞葬于山之陽。勅謚悟本大師。塔曰惠覺之塔。

庭 謐悟本大師。

聯 塔于本山。

伝法記のみ良价の葬られた場所を示してはいるが、具体的には二世や四世のような寺との関係はよくわからない。

（一〇）宗風・著述・門人等

祖 勵勗偈頌等、並通流於參徒寶篋筭、此中不錄矣。淨修禪師讚

曰、師居洞山、聚五百衆。眼処聞聲、境緣若夢。磽畔貞筠、

天辺瑞鳳、不墮三身、吾於此痛。

洞 景 宋 ▲師昔在泐潭、尋訖大藏、纂出大乘經要一卷并激励道俗偈頌

誠等、流布諸方。○

聯 師能攻苦率衆、衣無綵、臥無褥、爐無炭、室無燭。故後世以

簡約相承焉。集大乘經要一卷、行于世。

洞 大駕其道、立偏正五位、為當時首唱。

聯

灯史類と伝記資料とは編集の方法が異なるので、祖堂集・景伝・聯燈は問答を省略したが、他の史料は全部記載した。宗風をまとめたものは、伝法記のみであるが、簡素そのものが良价の人となりであり、それを受け継いだ人々の宗風であった。淨修は讚偈で、洞山の盛んなること、悟りの機縁の話および悟の高い境地を歌っている。

『大乗經要』一巻に関しては、景伝の割注に従つて泐潭にてまとめたであろうことは、前に考えた。偈頌等については、

『禪門諸祖師偈頌』所収の良价の弟子の「竜牙居遁偈頌集」の南獄斎巳の序に「洎咸通初、有新豊・白崖二大師、所作多流散於禪林」（続藏經卷一六一四六一-a）とあって洞山良价<sup>(12)</sup>と香巖智閑の偈頌が禪林に流布し、しかも咸通の初（八六〇年）という指摘は重要であろう。弟子については、良价条に述べていないが、宇井博士が整理されたように、雲居道膺・曹山本寂・欽山文遂・中山道全・華嚴休靜・白水本仁・青林師虔・疎山匡仁・竜牙居遁・幽棲和尚・蠅子和尚・九峯普滿大師通玄・白馬遁儒・乾峯和尚・禾山和尚・宝蓋山和尚・北院通・瓦屋能仁の十八人および師承不明な天童咸啓がいる。

#### 四 おわりに

新しく紹介した史料の伝法記の記録を参考にしながら、改めて『新昌縣志』卷六の「洞山普利禪寺」の説明を見ると、興味ある結論が導かれてくる。つまり、

在三十都。名新豊洞。唐大中時、良价禪師、募雷衡地、建広福寺。中有新豊・洞雲二亭、逢渠橋、考功泉、夜合石諸勝。後更名功德禪寺・崇先隆報禪寺。胡提拳俊孚、為鑄洪鐘。宋真宗・仁宗、賜御書飛白草字、并經伝六十卷。黃庭堅書有新豊吟。蘇轍有与文長老及謝石台詩。元末、皆燬於兵、寺基久廢。明万歴間、丈量入版籍。崇禎中、挙人戴國士得其產、迓訛淨聰、与其徒智度、重建。知府陶履中有記。國朝知府楊仲興有題詠。（禡ハ正ニナルモ、「瑞州府志」ニヨリ改ム）

とあり、また卷三の「洞山」は

三十都。縣東北五十里。上有普利寺。（「瑞州府志」ハ「在縣東北五十里。旧為新豊洞。下有普利寺」トナル。）

とし、「新豊洞」は

三十都。又称洞山。縣北七十里。（「瑞州府志」ハ「在縣東北七十里。三十都。即洞山寺基也。有普利寺。唐雷衡所捨」トナル。）

とあって、五十里と七十里の問題は残るが、洞山すなわち新豊洞<sup>(15)</sup>が、太平郷に存し、新昌縣の四十都中の三十都にあることはまちがいないところであり、雷衡の喜捨で、広福寺・功德禪寺・崇先隆報禪寺とも、唐末・五代・宋初に呼ばれていたことがわかる。普利禪院といわれたのがいつか不明であるが、景伝に「筠州洞山普利院第八世」と表現されるのは、清

稟より始まり、六世嗣が九六四年に示寂するので、宋の太祖の在位中の開宝年間（九六八—九七六）頃か太宗の在位（九七六—九九七）に入つても、その初期のことであろう。<sup>(16)</sup>

次に洞山を維持発展に尽した南平王鍾伝と曹洞教団について考えてみなければならない。鍾伝は景伝によると、藥山一船子一夾山善会（八〇五—八八一）と承ける上藍令超に嗣法した居士であり、僖宗の中和二年（八八二）に鎮南節度使となり、その後昭宗の在位中（八八八—九〇三）に洞山下の人々の保護をしたのである。從来雲居道膺に帰依したこと、天復二年（九〇二）の道膺の示寂にあい、葬礼に参加したが、その葬礼が非常に盛んであったことが知られていた。前述したように

鍾伝の故宅を寺とし、開山に迎えたのが良价の弟子の通玄で、九峯山の発展に尽した。また伝法記によると、洞山二世道全の外護をしたし、三世に青林より迎えた師虔を外護しているのである。この基礎があつたので、四世に曹山の弟子の道延を迎えた、五世にまたその弟子の惠敏が住することができたと思われる。良价が八五二年頃新豊洞に入つてより、五世惠敏の示寂する保大六年（九四八）まで、約一世紀に渡つて良价下によつて洞山は発展しつづけたのであり、曹洞宗として五家の一つに数えられる教団<sup>18</sup>が洞山を中心に発展していたことを確認することができる。これらの発展過程の問題は別の機会に述べてみたい。

(1) 石井修道「真淨克文の人と思想」（駒沢大学仏教学部研究紀要）第三十四号）参照。なおこの聖寿寺に住した時のことと蘇轍が「逍遙聰禪師塔銘」（欒城後集）卷二十四）に一話を伝えている。この聖寿寺は逍遙寺ともい、唐の肅宗の十四子の僖が出家して、南陽忠國師につかえ、慧忠によつて逍遙山に居せられた時に賜田を賜わり、その広さも非常に広いものであつたという。ところが五代の乱で、民盜が私用化し、寺田がほとんど亡くなつたというのである。住持した真淨は県に訴えて、十のうち一二を得ることができ、やつと衆が居することができるようにになつた。この真淨の後に住したのが省聰である。

(2) 伝記が從来全く知られなかつた人である。景伝卷十七には「洞山道全禪師。△第二世住、亦云中洞山▽」（大正藏卷五一三三七a）とある。

(3) この人も伝記は從来全く知られなかつた。道虔とあるのは、師虔の誤りであり、俗姓劉氏の九峯道虔との伝記的内容の混同は見られない。著述に『玄機示誨集』が存したという。景伝卷十七には「後洞山師虔禪師。△第三世住也、亦号青林和尚▽」（同、三三八b）とある。

(4) 曹山本寂（八四〇—九〇一）の弟子で、伝記等は不明であった。景伝卷二十には「筠州洞山道延禪師。△第四世住、時号鹿頭和尚▽」（同、三六四a）とある。

(5) 景伝卷二十三に洞山道延の法嗣として「洞山敏禪師第五世」（同、三八八b）と目録に名を残すのみで、普灯錄に語句が補足されている。

(6) 雲門文偃（八六四—九四九）の法嗣で、景伝卷二十三に「筠州洞山普利院第八世住清稟禪師」（同、三九〇a）として列伝されている。

(7) 九峯から洞山に来て、廬山棲賢に住した人であるが、帰宗道詮（九三〇—九八五）の法嗣の九峯義詮に当るのであらう。

(8) 雲門文偃—徳山縁密—文殊應真と承ける人である。

(9) 雲門文偃—双泉師寛—五祖師戒と承ける人で、伝は塔銘に詳しい。

(10) 自宝の弟子で、続灯錄卷六に語があり、兄弟弟子に洞山に住した清弁がいる。

(11) 柳田聖山先生の「洞山錄」（世界の名著）統3 中央公論社）参照。宇井博士が「金華県」（一四〇頁）とするのは誤り。

(12) 『新唐書芸文志』卷四十九に「良价大乘經要一卷、又激励道俗頌偈一卷」（八a）とある。『洞山語錄』については、石井

修道「『宗門統要集』について（上）」（「仏教学部論集」第四号）参照。

(13) 香嚴智閑の偈頌については「金沢文庫資料全書仏典第一卷

「禪籍篇」を参照されたい。

(14) 高安県に洞山寺があつて、「在鍾秀門外、為价禪師行脚憩息之所」（「高安県志」卷二十一）とあり、明代に郡守の夏昶が山上に清風亭を建ててより、だんだんと伽藍が整つて清代になつて立派な寺院と成つたと伝えてる。また「新昌県志」卷三にも「吉祥山。三十六都。縣北五十里。又名瑞雲山、亦曰百吉山。上有聰明泉。下有吉祥寺。唐悟本禪師居此。」（卷三—三a）とある。後世までこの地方の良价に対する評価がうかがえて興味深い。

(15) 「瑞州府志」卷二十四および「新昌県志」卷三十二の簡単な良价伝に、共に洞山住錫を「大中初」としている。

(16) 五峯寺は、前述したように大中中に普利寺と呼んでいたとあるから、洞山も大中年間より呼ばれていたかも知れない。

(17) 宇井博士は雲居について「其語なども曾て集められたこともなく」（三二四頁）とされるが、慧洪の『石門文字禪』卷二十五に「題雲居弘覺禪師語錄」が存し、このことを含めて別の機会に問題にしてみたい。

(18) 日本の臨済宗は臨済義玄の遠忌の法要を行つたり、中国の臨済院に参拝したりして、開祖に遠孫として報恩の行事を行わされている。日本の曹洞宗の性格は異なるとしても、洞山良价の遠忌や洞山への参拝は当然考えられてもよいよう筆者には思える。良价の示寂の三月八日は新暦になおせば四月二十七日に当

る。中国の曹洞宗が洞山良价を重視したかどうか、通史を考えれば、積極的に肯定しがたい様に思われる。

(一九七六・六・三〇)

〔付記〕 本文中に使用した「新昌県志」は三十二巻本で清代の黃廷金・朱慶萼等の編になる同治十二年（一八七三）のものである。内閣文庫には康熙二十二年（一六八三）の序のある吉必兆等纂修の六巻本の「新昌県志」が存す。その中に「新豊洞、三十都、又称洞山」（卷一一三b）「洞山、三十都、縣東北五十里、上有普利寺」（卷一一七b）とあり、洞山普利禪寺は三十二巻本と同じ説明がある。また「雷衡、太平鄉人。咸通中、悟本禪師良价、駐錫洞山。衡以環山腰田施之剗寺、為欹參千有奇。（以下略）」（卷六一一二一b）とあつて、咸通年間の洞山開創の記事がみえる。咸通年間のことは、伝法記の最初にも表現されているが、咸通広福寺の寺額を賜つたことによつて寺院が整備されたことを意味するものと思われる。